

平成29年洞爺湖町教育委員会第1回臨時会会議録

日 時	平成29年2月17日（金） 13:30より
場 所	役場第1委員会室
出席委員	教育長 遠藤秀男 委員 岩原義美 委員 吉田 聡 委員 来栖由喜 委員 岡本里佳
欠席委員	
説明員	管理課長 天野英樹 社会教育課長 永井宗雄 社会教育課主幹 角田隆志
会議録調整者	管理課主幹 佐藤 融
傍聴者	無し
日程第1 【開会宣言】	遠藤教育長 開会を宣言する。（13:30）
日程第2 【前回会議録の承認】	遠藤教育長 各教育委員の署名により、承認を確認。
日程第3 【教育長諸般の報告】	遠藤教育長 1/24 定例校長会（役場会議室） 1/26 地域キャンパス校要望活動（白老町） 定例教頭会（役場会議室）…欠席 2/ 2 洞爺地区コミュニティスクール導入説明会（洞爺総合センター） 2/ 3 洞爺湖町租税教育推進懇話会（役場会議室） 2/ 5 胆振西部剣道選手権大会（母と子の館） 2/ 7 定例校長会（役場会議室） 2/15～16 胆振管内教育委員会委員研修会（登別市） 2/16 定例教頭会（役場会議室）
日程第4 【報告事項】	遠藤教育長

・報告第4号

それでは、続きまして、日程第4でございます。

報告事項第4号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について説明をお願いいたします。

天野課長

2ページでございます。報告第4号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告をするものでございます。1点目でございます。寄附についてでございます。このたび、次の方より寄附の申し出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。食材の寄附でございます。洞爺湖町学校給食センターへということで、虻田郡洞爺湖町入江300番地、いぶり噴火湾漁業協同組合代表理事組合長、岩田廣美氏でございます。ホタテ貝195キロということで、これにつきましては、1月24日に虻田給食センター所管のところでは、ホタテカレー。同日、洞爺給食センターの方では、ホタテシチューということで、それぞれ、児童・生徒に給食を提供させていただいたものでございます。

2点目でございます。虻田給食センター施設に係る気中アスベスト濃度測定結果についてでございます。虻田給食センター施設の煙突に関わり、石綿。すいません。「石」が抜けています。綿から始まっています。申し訳ございません。「石」です。「石綿含有煙突用断熱材が使用されているものと思われる」との状況を踏まえ、平成29年1月23日月曜日に気中アスベスト濃度測定を実施し、その結果が出ましたので、報告をさせていただきます。北海道アスベスト対策本部により平成27年12月に出された北海道アスベスト対策ハンドブック（改訂版）では、アスベストに環境基準はございませんが、WHO（世界保健機構）の環境保健クライテリア。これはWHOが実施している化学物質等がひとの健康や環境に与える影響についての専門家による評価をまとめたものと。これでは、世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度は、1から10本。1リットル中本と。1本2本と測定するそうです。程度であり、虻田給食センターの敷地境界4カ所での測定結果は、いずれも0.3未満となっており、問題となるレベルではないと判断されたということでの結果が出ましたので報告をさせていただきます。以上でございます。

遠藤教育長

管理課から2点について報告がございました。確認等の質問があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

«「ありません」という人あり»

それでは、報告をこれで終わりたいと思います。

日 程 第 5

【 議 決 事 項 】

・議案第2号

遠藤教育長

日程第5、議決事項、議案第2号から6号までございますが、この会議というのは原則、公開なのですが、規則で定める内容によっては皆さんの判断で非公開とすることができるとなっております。事務局としてはこのうち、議案第4号、平成29年度一般会計予算（民生費・教育費関係）について、

これにつきましては、会議規則第20条で非公開の基準を定めているのですが、議会の議決を得るべき議案への意見の具申ということになります。議会の議決を得るということで、この予算案は、町議会に町から提出するのですが、そこに対する教育委員会の具申というふうになりますので、そういう状況から、これは非公開とさせていただきたいと。それから、議案第5号の平成29年度教育行政執行方針。それから、議案第6号の第2次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョンの策定についてでございます。これにつきましては、同じく第20条の1項の6号に、その他会議を公開することにより教育行政の公正または適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある事項に関するということということで今回の議案第5号、第6号につきましては、内容がまだ未確定でございます。皆様と協議していただくということで、今後の適正な業務遂行に支障が出る可能性があるということでこれも非公開とさせていただきたいという事務局の方からの提案でございますが、いかがでしょうか。

◀「異議なし」という人あり▶

それでは、議案第4号、5号、6号につきましては、非公開とさせていただきます。

議案第2号、洞爺湖町立学校管理規則の一部改正について、事務局説明をお願いいたします。

天野課長

3ページでございます。議案第2号、洞爺湖町立学校管理規則の一部改正についてでございます。洞爺湖町立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定めるものでございます。洞爺湖町立学校管理規則の一部を改正する規則。洞爺湖町立学校管理規則（平成18年洞爺湖町教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正するものでございます。この改正する理由をはじめに説明させていただきます。市町村立の小学校及び中学校における事務主幹について、これにつきましては、平成28年3月31日までの間は、配置指定校以外の学校に暫定配置の上、命課できる取扱いということとされているところではございましたが、この取扱いが平成27年度末で廃止され、平成28年4月1日以降は市町村立の小学校、中学校等の事務主幹の取扱い。道の取扱いがございしますが、それに同じようなことで、取扱をなさいたいということで道の方からの通知に基づき所要の改正を行うというものでございます。先ほど言ったとおり1年ちょっと前ということで大変申し訳ないのですが、そこを見落としたということで、たまたま、今、それらについて、規則の見落としが見つかったということで改正をするというものでございます。4ページをお開きください。新旧でご説明させていただきます。左側が改正案で、右側が現行ということでございます。第7条中の「及び」を「又は」に改め、「別表第2」を「、別」に定めるというもの。それから、第2項についても「及び」を「又は」に改める。それから第7条の2につきましても、「及び」を「又は」、それから、「別表第3」は「、別」に定めるという旨改めるものとする。それから、同条第3項で「掌理する。」を「つかさどる。」

に改めると。それから、別表第2（第7条関係）については、これは削除ということで、この小学校及び中学校の事務主幹の命課基準については、別に定めることとしますので、この規則から削除するというものでございます。それから、別表第3（第7条の2関係）でございますが、小学校及び中学校の事務主任の命課基準につきましても、これも別に定めることといたしますので、この規則からは削除するというものでございます。3ページ戻っていただきまして、附則でございます。この規則は公布の日から施行するというものでございます。以上でございます。

遠藤教育長

ただいま、事務局の方から議案第2号、洞爺湖町立学校管理規則の一部改正について説明がありました。皆様の方から質問等お受けしたいと思っております。ちょっと、わかりづらい内容かなと思うのですが、素直にちょっと聞いていただければなと思っております。分からない部分、改めて聞いていただきたい。事務職員の制度自体がもしかしたらちょっとわかりづらいのかなと。その辺ちょっと、事務局の方で簡単に説明できますか。

天野課長

事務主幹とって、事務の職員がいるのですが、必ず1人。人数によってあれなのですが、事務主幹と今言ったのが、どんな仕事をするかという、道から流れてきている文書で言いますと、学校事務に係る行政機関との連携。2つ目が学校事務に関する調査・研究。それから、3つ目が地域内事務職員に対する助言等に関する事務ということである程度こう基幹的な役割を果たす、同じ事務の中でも役割を果たす職務の方というのが事務主幹と。命課というのは、要するに命令してこういうことをやってくださいという話ですから、必ず命課しなくてはだめですよということになっていますので、先ほど言った職務内容で、細かくずっとあるのですが、そんなことで事務の中でも代表的に必要ということ。それから、事務主任については一つ下と言ったら言い方が変なのですが、一般的な事務を司さどって、学校、校内の事務をしっかりやっていただくというようなちょっとざっくりすぎるのですが、そのようなイメージで事務主幹というのは一つ上というようなイメージのものです。

遠藤教育長

事務主任、事務主幹だけ。事務職というのはない。最初から事務主任でしたか。

天野課長

事務職員、事務主任と事務主幹の3つです。

遠藤教育長

事務主幹となるとやっぱり勤務年数とか色々あって、学校数にもよって定められるのです。10校までだったら、その町には1人しか事務主幹というのを置けない。その年齢要件とか、色んな経験年数とかそれを含めて1人は置けるのですが、しかも、その事務主幹を置く学校をこちらで決めなくて

・議案第3号

はいけない。それが今、虻田小学校となっているのですが、それ以外に合致する経験年数とか年齢とか合致する方が今いなくて、町内には事務主幹という方はいないというような状況なのです。今回、制度が変わったのですが、実は1年前から変わっていたのをちょっと私ども見落とししていたのですが、実害がなかったということで、今回、改めて出ささせていただいたということでご了解いただければなど。よろしいでしょうか。

◀「ありません」という人あり▶

それでは、議案第2号、洞爺湖町立学校管理規則の一部改正につきまして、原案のとおり議決することとしてよろしいでしょうか。

◀「はい」という人あり▶

議決といたします。

それでは、続きまして、議案第3号、洞爺湖町招致外国青年任用規則の一部改正について、事務局説明をお願いいたします。

天野課長

7ページでございます。議案第3号、洞爺湖町招致外国青年任用規則の一部改正についてでございます。洞爺湖町招致外国青年任用規則の一部を次のように定めるものでございます。この規則の改正理由でございますが、一般財団法人自治体国際化協会において、この規則、標準的なものが定められてございます。この派遣いただいているのですが、そこの規則を改正するというので通知がございまして、同じように改正をするというものでございます。新旧でご説明させていただきます。8ページでございます。第2条でございます。第2条の第1号でございます。「教育委員会、又は」の間の点をとる。それから、第3条でございますが、「学校」を「小・中学校等」ということに改めるというこの2点でございます。7ページ、附則でございます。この規則は、平成29年4月1日から施行するというものでございます。以上でございます。

遠藤教育長

はい。ただいま、事務局の方から議案第3号、洞爺湖町招致外国青年任用規則の一部改正について説明がございました。皆様から質疑をお受けしたいと思えます。よろしいですか。

◀「ありません」という人あり▶

それでは、議案第3号、洞爺湖町招致外国青年任用規則の一部改正について、原案のとおり議決することとしてよろしいでしょうか。

◀「はい」という人あり▶

議決といたします。

----- 非 公 開 -----

・議案第4号

遠藤教育長

続きまして、議案第4号、平成29年度洞爺湖町一般会計予算（民生費・教育費関係）について、事務局説明をお願いいたします。

◀議案第4号、平成29年度洞爺湖町一般会計予算（民生費・教育費関係）

<p>・議案第5号</p> <p>・議案第6号</p>	<p>について承認》</p> <p>遠藤教育長</p> <p>議案第5号でございます。平成29年度教育行政執行方針についてでございます。事務局の方でお願いいたします。</p> <p>《議案第5号、平成29年度教育行政執行方針についてについて承認》</p> <p>遠藤教育長</p> <p>続きまして、議案第6号でございます。第2次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョンの確定について、お願いいたします。</p> <p>《議案第6号、第2次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョンの策定について承認》</p> <p>----- 非公開終了 -----</p>
<p>日程第6</p> <p>【その他】</p>	<p>遠藤教育長</p> <p>以上をもちまして議決事項は終了しました。</p> <p>日程第6、その他でございますが、皆様から何かございますでしょうか。なければ、事務局の方。</p> <p>《「ありません」という人あり》</p>
<p>日程第7</p> <p>【閉会】</p>	<p>遠藤教育長</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の平成29年第1回臨時会議を終了したいと思います。ご苦労様でした。</p> <p>16:15 閉会</p>